

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
救急車	<p>国、地方自治体又は医療機関等において救急業務のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。ただし、地方自治体が、傷病者の応急手当のための出動に使用する二輪自動車にあつては、4を満足していればよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車室には、傷病者の搬送のための専用の寝台又は担架及びその担架を固定するための設備を有すること。 2 車室には、傷病者の応急手当に必要な資器材を収納できる構造を有すること。 3 寝台又は担架は、傷病者を十分収容できる面積を有すること。 4 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであること若しくは当該自動車の使用者が公安委員会に届出たものであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。